

積立年金制度



詳細はパンフレットをご覧ください。(詳しい資料をご希望の方は、裏面の資料請求書へ記入の上、全日教連共済会へFAXまたは郵送をお願いいたします。)

ゆとりある老後の生活費のために(加入の必要性)



「ゆとりある老後の生活費」とは、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」の合計です。
 < (公財) 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/ 令和4年度 > 上記金額は意識調査による目安です。

例えば毎月1万円(10口)を60歳まで積立した場合

積立開始年齢	払込期間	③ 払込掛金累計額	④ 予想積立額
20歳	40年	1万円×12ヵ月×40年=480万円	約584.3万円
30歳	30年	1万円×12ヵ月×30年=360万円	約413.2万円
40歳	20年	1万円×12ヵ月×20年=240万円	約260.1万円
50歳	10年	1万円×12ヵ月×10年=120万円	約123.0万円

60歳から毎月定額を10年間受け取った場合(10年確定年金)

年金受取開始年齢	⑤ 年金受取総額	戻り率*
60歳	月額約5.1万円×12ヵ月×10年=約614.8万円	約128.0%
	月額約3.6万円×12ヵ月×10年=約434.8万円	約120.7%
	月額約2.2万円×12ヵ月×10年=約273.7万円	約114.0%
	月額約1.0万円×12ヵ月×10年=約129.4万円	約107.8%

※月払にご加入の方は、ボーナス払(1口1万円)や加入時一時払(1口1万円)も積立をすることができます。

(注) 掛金(月払)には、1口当たり1%(10円)の制度運営費および生命保険会社の事務費2%が含まれています。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものではありません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。予想積立額は払込期間が短いと払込掛金累計額を下回る場合があります。*戻り率は、「⑤ 年金受取総額」に対する「④ 年金受取総額」の割合を示しています。戻り率(%) = ⑤ ÷ ④ × 100 戻り率はパンフレット作成時点での引受状況(引受会社、基礎率等)にて算出しているため、今後の引受状況によって数値は変動いたします。また、戻り率は保険料の払込方法、性別、年齢等によって異なります。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

(1) 記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものではありません。
 (2) 記載の給付額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 ① 年間保険料14,870万円を常に維持していること。
 ② 加入者全員の保険料が毎月30日に入金されたものであること。
 ③ 給付額試算書の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(令和5年2月1日現在)を引受割合(令和5年2月1日現在)に基づき加重平均した率年1.26%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和5年2月1日現在年1.25%)を使用しています。
 なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。
 (3) 記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増額に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
 (4) 積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。詳細はパンフレットをご覧ください。
 この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。
 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)、富国生命保険相互会社、日本生命保険相互会社

加入資格

新規加入資格

加入日に満18歳以上満61歳未満の会員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢(63歳)まで2年以上ある方となります。
退職されて、会員でなくなると継続できません。

<休業中・育休中の方は新規加入できません。>

<全日本教職員連盟団体総合共済会の会員でなくなった場合は、積立年金制度から脱退となります。>

<申込日および加入日(令和5年8月1日・令和6年2月1日)時点で会員であることが必要です。>

特長

- ①63歳まで積立することが可能です。
- ②毎月2,000円(2口)から積立を手軽に始められます。
- ③ライフプランにあわせて年に2回口数を変更できます。
- ④予定利率※は年1.26%(令和5年2月1日現在)です。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。
- ⑤一般の生命保険料控除の対象になります。
- ⑥教育費や住宅取得費など、所定の事由に該当した場合には、途中払い出しが
できます。

全日本教職員連盟団体総合共済会 御中
(FAX: 03-3264-3829)

新規加入 増額希望

★資料の送付を下記住所までお願いいたします。

下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意します。

単位団体名	
氏名	
住所	
電話番号	

【個人情報のお取扱いについて】

本用紙に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、全日本教職員連盟団体総合共済会および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】

本用紙に記載の個人情報については、全日本教職員連盟団体総合共済会および同共済会が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

全日本教職員連盟団体総合共済会

・本保険の加入案内

生命保険会社

- ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

全日本教職員連盟団体総合共済会 (全日教連共済会)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目7番地 半蔵門村山ビル

TEL.03 (3238) 0599 FAX.03 (3264) 3829

E-mail: kyosai@ntfj.net URL: <http://www.ntfj.net/>